

周辺地域におけるアートイベント開催支援業務 委託に係る公募型プロポーザル実施要領

第1 事業の概要

1. 事業名

周辺地域におけるアートイベント開催支援業務委託

2. 事業の目的

本市では、人口減少と少子高齢化が進む周辺地域へアーティストを呼び込み、アートイベントや制作活動等を通して文化・芸術の振興を図るとともに、地域住民との交流を促進することで地域の活性化を図る「アートレジオン推進事業」を進めている。

今回、ワークショップなどの体験型アートイベントを盛り込んだ「アート学校」を開催することで、周辺地域のにぎわい創出に繋げるとともに、文化・芸術の振興を通じた地域活性化を図る。

※周辺地域とは、大南・佐賀関・野津原地域をいう。

3. 事業内容

別紙「周辺地域におけるアートイベント開催支援業務委託仕様書」のとおり

4. 契約方法

公募型プロポーザル方式による受託候補者との随意契約

5. プロポーザル方式により受託候補者を特定する理由

価格のみによる競争では本業務の目的を達成できないと判断できることから、公募型プロポーザル方式により、企画内容や業務体制、実績等を総合的に評価した上で、本業務の目的を達成し得る最も適した業者を選定するため。

6. 提案上限額

2,500,000 円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

※契約決定に当たっては、見積書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約価格とするので、本プロポーザルに参加する者（以下「提案者」）は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかに問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を見積書に記載すること。

7. 委託業務期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 31 日（火）まで

第2 プロポーザルに係る事項

1. 参加資格要件

次に掲げる条件をすべて満たす者であること

- （1）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。
- （2）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項の規定により、競争入札

への参加を排除されている者でないこと。

- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）または民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく更正手続開始の申立てがなされていない者。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 項に掲げる暴力団およびこれらの利益となる行動を行っていない者。
- (5) 公告日から契約締結日までにおいて、大分市物品等供給契約に係る指名停止等の措置に関する要領（平成 21 年大分市告示第 553 号）若しくは大分市建設工事等に係る指名停止等の措置に関する要領（平成 12 年大分市告示第 477 号）に基づく指名停止期間中でないことまたは大分市が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱（平成 24 年大分市告示第 377 号）に基づく排除措置期間中でないこと。
- (6) 市税を完納していること。
- (7) 大分市内に本店または主たる事務所または支店（入札契約に関する権限の委任を受けている者）があること。

2. 審査方法

次に掲げる方法により審査する

- (1) 参加表明をした者の中から参加資格を確認した上で、あらかじめ定められた審査基準および審査方法により、提出された企画提案書を評価する。
- (2) プロポーザル選定委員会において、提案者から企画内容、考え方の説明（プレゼンテーション・ヒアリング）を受け、評価基準に従って評価を行い、各委員が採点した点数を合計した総合点数の最も高い提案書を提出した提案者を受託候補者として選定する。最高得点が複数となった場合は、選定委員会の委員による決選投票により順位を決定し、この場合において同順位のときは、委員長が最終決定を行う。
- (3) 1 者のプレゼンテーションの持ち時間は 20 分以内とする。また、ヒアリング（質疑応答）は 10 分以内とする。
- (4) 受託候補者が辞退した場合、もしくは受託候補者との協議が不調に終わった場合は、次の順位の提案者を受託候補者に選定する。
- (5) 提案辞退等により選定対象業者が 1 者のみとなった場合であっても、プレゼンテーション・ヒアリングは実施する。
- (6) 契約候補者として選定される者は、委員全員の評価点の合計が、満点の 6 割以上の者とする。
- (7) プレゼンテーション・ヒアリングの順番は、提案書の受付順とする。
- (8) プロポーザル選定委員会は非公開とする。また、審査結果及び審査内容についての質問・異議申立は一切受け付けない。
- (9) プレゼンテーション会場に入室できるのは 3 名以内とし、説明は、原則として提案書の実施体制に記載されている担当予定者の内、主たる担当者が行うこととする。
- (10) 提案内容は、別紙評価基準に基づき採点する。

3. 失格事項

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 提出書類に虚偽の記載があった場合。
- (2) 本実施要領に違反した場合。
- (3) 公正を欠いた行為があったとして選定委員会が認めた場合。
- (4) 提出書類に不備、錯誤があり、選定委員会が再提出を指示したにもかかわらず、期限内に提出されなかった場合。
- (5) 正当な理由なくプレゼンテーション・ヒアリングに応じなかった場合。

- (6) 公告の日から契約締結日までに参加資格要件を欠く事態が生じた場合。
- (7) 選定審査に関する不当な要求等を申し入れた場合。
- (8) その他、選定委員会が不適当と認めるとき。

第3 プロポーザルの手続及びスケジュール

プロポーザルの参加手続は、以下のとおりとする。

1. 仕様書等の交付

- (1) 交付期間 公告日から令和7年4月25日（金）午後5時15分まで
- (2) 交付場所 「第7 担当事務局」に同じ
- (3) 交付方法 交付場所で直接受け取り、もしくは「大分市ホームページ」よりダウンロード

2. 実施要領及び委託仕様書に関する質問受付

- (1) 受付期間 公告日から令和7年4月16日（水）午後5時15分まで（必着）
- (2) 提出場所 「第7 担当事務局」に同じ
- (3) 受付方法 質問書（様式第1号）に質問事項を記載し、電子メールまたはファクスにて提出し、その後担当事務局まで送信した旨の電話連絡をすること。
- (4) 回答方法 質問に対する回答は、令和7年4月21日（月）頃に、質問内容とあわせて、質問者名等を伏せて市のホームページ上で行う。

掲載場所：ホーム＞仕事・産業＞入札・契約・プロポーザル＞
プロポーザル＞公募型

3. 参加表明書等の提出

- (1) 提出期限 令和7年4月25日（金）午後5時15分まで（必着）
- (2) 提出場所 「第7 担当事務局」に同じ
- (3) 提出方法 直接持参（ただし、土日祝日を除く、午前8時30分～午後5時15分）
または郵送（書留郵送に限る）
- (4) 提出書類及び部数
 - ア. 参加表明書（様式第2号） 正本1部
 - イ. 申請者概要（様式第3号） 正本1部
＜パンフレット等あれば併せて添付すること＞
 - ウ. 会社の規模及び財務状況がわかるもの（任意様式） 正本1部
 - エ. 市税完納証明書（発行後3か月を超えないもの） 正本1部
 - オ. 暴力団排除に関する誓約書（様式第4号） 正本1部

※参加申込書提出日において、大分市競争入札参加資格を有している者は、ウ～オは提出不要。
- (5) 提出期限までに上記（4）を提出しない者または参加資格がないと認められた者は、当該プロポーザルに参加することができない。
- (6) 参加資格の審査結果は、参加資格の有無にかかわらず、令和7年5月2日（金）頃に全表明者に書面で通知する。あわせて、提案者の資格を満たす者に対して提案書等の提出を依頼する。
※ただし、通知後、参加資格がないことが認められた場合は、当該プロポーザルに参加することおよび契約締結することができない。

4. 企画提案書等の提出

- (1) 提出期限 令和7年5月16日(金)正午まで(必着)
- (2) 提出場所 「第7 担当事務局」に同じ
- (3) 提出方法 直接持参(ただし、土日祝日を除く、午前8時30分～午後5時15分)
または郵送(書留郵送に限る)
- (4) 提出書類及び部数
 - ①企画提案書(様式第5号および添付書類) 正本1部 副本8部
 - ②見積内訳書 正本1部 副本8部
- (5) 留意事項

次に掲げる留意事項を遵守し、企画提案書等一式を作成すること。

 - ①企画提案書の作成・提出、ヒアリングに要する各種費用は、提案者の負担とする。
 - ②提出書類はA4版を原則とし、長辺と同じで印刷すること。(向きは縦、横どちらでも可。印刷面は片面、両面どちらでも可。)また、企画提案書添付書類および見積内訳書は任意の様式で作成すること。
 - ③日本語を用いること。また、できる限り専門的知識のない者でも理解できるよう分かりやすい表現とすること。
 - ④基本的に定量的に把握可能なものについては、可能な限りその数量を明記し、それが困難なものについては、文書で簡潔に記載すること。
 - ⑤本市の依頼または合意があった場合を除き、提出後の追加、修正、削除等の差替え及び再提出はできない。
- (6) 企画提案書の添付書類に記載する内容について

企画提案書の添付書類は、別紙仕様書を参考に、次に掲げる項目ごとに記載すること。

 - ①当該業務の基本方針(当該事業を実施するにあたっての特色や優位性等あれば併せて記載)
 - ②「アート学校」の企画
 - ※3 地域ごとに提案。独自企画含む。
 - ③広報・宣伝の手法
 - ④当該業務全体の実施スケジュール(契約締結から業務終了まで)
 - ⑤当該業務全体の組織体制

5. プレゼンテーション・ヒアリング審査の実施

- (1) 実施月日 令和7年5月27日(火)
- (2) 実施場所 大分市役所 会議室
- (3) 実施方法 1者あたり持ち時間を30分(内発表20分、質疑応答10分)
※詳細な時間・場所等については別途通知

6. 選考結果の通知

- (1) 通知予定日 令和7年6月上旬(予定)
- (2) 通知方法 郵送にて全参加者へ通知
併せて大分市ホームページにおいて、受託候補者名を公表

7. 契約の締結

- 契約締結の時期 令和7年6月中旬(予定)

第4 契約に関する事項

1. 業務内容の詳細

業務内容の詳細については企画提案書等の内容を基本として、市と受託候補者が協議して決定する。

2. 見積書の提出

プロポーザル選定委員会で選定された受託候補者に対して、所定の手続きを経た上で、当該事業に関する見積書の提出を依頼する。

第5 業務の適正な実施に関する事項

1. 関係法令の順守

受託者は、委託業務の実施に当たり関連する法令等を遵守すること。

2. 業務の一括再委託の禁止

受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、または請け負わせることはできないものとする。ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、市と協議の上、業務の一部を委託することができるものとする。

3. 個人情報保護

個人情報の保護に関する法律等に基づき、本業務に係る個人情報を適切に扱うこと。

また、この事業で知り得た情報等をもとに、登録者等に対し特定の団体等に参加させたり勧誘させたりするようなことは、委託業務期間中、委託業務終了後を問わず、一切行わないこと。

なお、本業務により取得した個人情報は、業務終了後直ちに市に引き渡す、または適切に廃棄処理をした後、市に報告書を提出するものとする。

4. 守秘義務

受託者は、業務委託を行うに当たり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、または自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。

第6 その他留意事項

- (1) 本プロポーザルに係る一切の費用は提案者の負担とする。
- (2) 1者1案とし複数提案を禁止する。
- (3) 提出後の書類の差替え、修正、追加は認めない。ただし、選定委員会からの要請のあったものについてはこの限りでない。
- (4) 提出された書類等は返却しない。
- (5) 提出された提案書等は、必要な範囲において複製を作成することがある。
- (6) 提出された提案書等は、大分市情報公開条例に基づき、公開することがある。
- (7) 提案書等に記載されている事項は、契約時の仕様書の原型となるものであるが、全ての事項について契約を保証するものではなく、本業務の目的達成のために修正すべき事項がある場合には、市と受託者との協議により契約締結段階において項目を追加、変更または削除を行うことがある。
- (8) 本募集内容に定めるもののほか、必要事項については市が定める。

第7 担当事務局

- (1) 名 称 大分市企画部文化振興課 文化企画担当班 (担当：田那部、白石)
- (2) 所在地 〒870-8504 大分市荷揚町 2 番 31 号
- (3) 連絡先 TEL：097-537-5663 FAX:097-536-4044
E-mail：bunkoku@city.oita.oita.jp

第8 受託者選定までのスケジュール

	項 目	期間等	備 考
1	公告	令和7年4月10日(木)	
2	仕様書等の交付	令和7年4月10日(木)から 令和7年4月25日(金)まで	大分市ホームページから ダウンロードも可能
3	質問書の提出期限	令和7年4月16日(水)まで	質問書に記載し、担当事務局まで電子メールまたはファクスにて送信する
4	質問書に対する回答	令和7年4月21日(月)頃	
5	参加表明書の提出期限	令和7年4月25日(金)まで	直接持参または郵送(必着)
6	参加資格確認結果の通知	令和7年5月 2日(金)頃	
7	企画提案書等の提出期限	令和7年5月16日(金)正午まで	直接持参または郵送(必着)
8	プレゼンテーション・ヒアリングの実施・審査	令和7年5月27日(火)予定	場所:大分市役所 会議室
9	選定結果の通知	令和7年6月上旬(予定)	
10	本契約締結	令和7年6月中旬(予定)	

評価基準書			
区分	記載項目		評価得点
1. 基本事項 (計10点)	当該業務の基本方針	業務の目的、内容を十分に理解しているか。	10
2. 提案内容 (計60点)	的確性	本事業の趣旨を踏まえ、適切な企画内容になっているか。	20
	実現性	実現性・具体性があり、本仕様書の内容を満たしているか。	20
	独自性	企画内容に本事業の目的が達成されるための工夫が見られ、効果の高さが見込まれるか。	20
3. 業務実施体制・スケジュール (計10点)		運営スタッフが十分に配置されているなど業務を円滑に行うための実施体制となっているか、全体を通して計画的かつ具体的な業務スケジュールが提案されているか。	10
4. 実績 (計10点)		実績が十分にあるか。	10
5. 事業費 (計10点)		妥当な金額であり、提案内容を実現するための経費が適切に見積もられているか。	10
配点合計			100